

資 料

米 国 の 電 話 事 情

昭 和 63 年 3 月



財団法人 日本情報処理開発協会

この資料は、日本自転車振興会から競輪収益の一部である
機械工業振興資金の補助を受けて、昭和62年度に実施した
「産業の情報化の推進に関する調査研究」の一環としてとり
まとめたものであります。

目 次

1. 米国における電話会社	1
(1) 長距離電話会社	1
(2) 地域電話会社	3
① RHCとBOC	4
② 独立系電話会社	8
(3) 国際電話会社	11
2. 米国における電話サービスの形態	13
(1) 市内通話	13
(2) 市外通話	14
① LATA	14
② 州際LATA間通話	17
③ 州際LATA内通話	18
④ 州内LATA間通話	20
⑤ 州内LATA内通話	20
⑥ 電話サービスの提供地域と参入企業	24
(3) イコールアクセス	26
3. 米国における電話料金制度	29
(1) 市内料金	29
(2) 市外料金	30
(3) 市外通信事業者の提供するサービス	32

(4) アクセスチャージ	34
① サブスクライバーチャージ	36
② アクセスチャージ	37
(5) 公正報酬率規制	38
 4. 電話サービスにおける規制機関と最近の動向	43
(1) 公正報酬率規制に関する最近の動向	43
① FCCによる公正報酬率の決定	43
② NTIAの主張	44
③ FCCの調査に対する関係者の回答	44
(i) NARUC	44
(ii) 消費者団体	44
(iii) 議 会	45
(2) 地域持株会社とBOCに対する事業規制の動向	45
(3) 修正同意審決をめぐる現在までの状況	47

1. 米国における電話会社

米国における電話会社は、大きく3つの種類に分類することができる。

まず、全米を網らし、最大のネットワークを持つAT&Tを代表とする長距離電話会社、地域の通信網を担当している地域電話会社、そして国際通信事業者の3つである。

(1) 長距離電話会社

長距離電話会社とは、州際もしくは州内の地域電話会社の網同士を接続するいわゆる中継系キャリアのことをいう。

長距離通信市場に参入している電話会社は500社以上が存在する。しかし、その市場の90%以上がAT&T、MCI、USスプリントによって占められている。(表参照)

AT&Tは、1984年の旧AT&T分割によって長距離分野が独立し、誕生した会社で、米国電話会社の中で最大の会社である。

MCIは、もともとトラック会社で、1963年にシカゴセントルイス間に専用線を作ったことが長距離通信会社としての発端である。MCI (Microwave Communications Inc.)は、これを事業化することを試み、ケーブルによらず効率的なマイクロウェーブを用いて、78年に長距離通信市場へ参入することとなった。

しかし、長距離通信市場における競争はMCIにとって苦しいものであった。加入者の数は仲々増えず、このためネットワークに特有の規模の利益が享受されないまま設備拡充に対する投資だけが増えるという悪循環に陥ることとなり、より効率的なネットワークの拡大と料金の引き下げの必要性が生じた。

このため、85年にIBMの子会社として衛星通信事業を行っていたSBS

を買収すると同時に、IBMがMCIの株式を16%取得するという合併を行った。これにより、MCIはSBSのネットワークと顧客を手に入れることができ、一挙にそのネットワークを拡大することができた。また、筆頭株主はIBMとなり、IBMの通信事業への参入の一翼を担うこととなった。

表1 長距離通信会社の上位12社の売上高、顧客数

会 社 名	1986年の 売上高 (100万ドル)	顧 客 数	
		住 宅 (1,000)	企 業 (1,000)
AT&Tコミュニケーションズ	19,108	80,000	7,000
MCI	3,592	5,000	850
USスプリント	2,015 (a)	3,650	1,050
ALC	465	310	155
NTN(b)	350	2	14
C&W(c)	187 (b)	0	50
ATC	130	40	110
メトロメディアLDS	120	25	
ミッドアメリカーンLDS	100	48	72
アメリカン・ネットワーク	97 (e)	27	53
テレスフィア・インタナショナル	82	0	10
ウェスタン・ユニオンLDS	60	0	不明

- (a) 半年分はGTEスプリントとUSテレコムの入収を合わせたもの
(b) ナショナル・テレコミュニケーション・ネットワーク社（中西部7社の独立系電話会社による合併会社）
(c) TDX社の米国親会社
(d) 1987年3月31日の推定値
(e) 1986年末買収した企業の入収を合わせると1億7,400万ドル

表2 長距離通信事業者年間売上高推移

(百万ドル)	1984	1985	1986
A T & T 総売上高	33,188	34,417	34,087
A T & T 通信サービス売上高	15,780	17,393	19,108
M C I 総売上高	1,959	2,542	3,592
U S スプリント総売上高	—	—	2,015

U S スプリントは、米国内最大の独立系地域電話会社 G T E の長距離通信部門子会社である G T E スプリントと、同第2位のユナイテッドテレコム
の長距離通信部門子会社 U S テレコムが86年に合併し、設立された。やはり2
社とも経営内容が好転せず、赤字が続いていたため、合併により互いの設備
を活かして顧客を確保するために設立されたのである。

(2) 地域電話会社（ローカル電話会社）

米国における地域電話会社は、A T & T の分割によって生まれた R H C に
よって運営されている22の B O C をはじめとして、1,400社以上の大小の会
社が存在する。これらの会社は、ある地域だけを対象にサービスを行ってお
り、加入者に直接電話線を引いている。また、加入者に提供している電話網
は地域独占であり、加入者網は、1つの地域に1つの電話会社が提供するの
みである。

表 3 地域電話会社数の推移

	独立系	BOC	計
1986	1,380	24	1,404
1985	1,402	24	1,426
1984	1,416	24	1,440
1983	1,429	24	1,453
1982	1,432	24	1,456
1981	1,459	24	1,483
1980	1,483	24	1,507
1979	1,488	24	1,512
1978	1,527	24	1,551
1977	1,556	24	1,580

資料：USTA年次統計

※ ただし、シンシナティベルとサザンニューイングランドテレホンをBOCとして数えている。

① RHC (Regional Holding Company) とBOC (Bell Operating Company)

1984年にAT&T分割によって誕生したRHCは、全米を7つの地域に分割してサービスの提供を担当している。これらの各社は、それまでAT&Tの地域電話サービスを提供していた22のBOCの株をそれぞれ持つことによって、BOCを子会社として運営している。この分割は、AT&Tによって、設備、資本、ネットワークの効率性等々、様々な条件を考慮して作成された案を、ワシントン連邦地裁の修正同意審決によって決定されたものである。

USTA（全米電話協会）は、シンシナティベルと、サザンニューイングランドテレホンをBOCとして資料をまとめているが、この2社は、AT&T分割当時、AT&Tの資本が50%未満で、AT&Tの影響が少ないとされ、修正同意審決ではBOCとして認められなかった。したがって、現在、RHCの子会社としてのBOCは22社であり、前記2社は、独立系電話会社として現在でもサービスを提供している。

RHCとBOCの関係は次表に示すとおりであり、RHCの加入者数の最も多いものはベルアトランティックである。

表 4 RHCとBOC

地域持株会社 RHC (Regional Holding Company)	旧ベル系地域電話会社 BOC (Bell Operating Company)
1. NYNEX	・ニューイングランドテレホン ・ニューヨークテレホン
2. Bell Atlantic	・ベル・オブ・ペンシルバニア ・ダイヤモンドステート・テレホン ・チェサピーク&ポトマック ・C & P オブメリーランド ・C & P オブバージニア ・C & P オブウェストバージニア ・ニュージャージー・ベル
3. AMERITECH	・イリノイ・ベル ・インディアナ・ベル ・ミシガン・ベル ・オハイオ・ベル ・ウィスコンシン・ベル
4. Bell South	・サウスセントラル・ベル ・サザン・ベル
5. Southwestern Bell	・サウスウェスタン・ベル
6. US West	・マウンテン・ベル ・ノースウェスタン・ベル ・ハシフィック・ノースウェスト・ベル
7. Pacific Telesis	・パシフィック・ベル ・ネバダ・ベル

表5 RHCの規模の比較(1986年)

	加入者数	総売上高
1. ベルアトランティック	15,508,973	\$ 9,921,000,000
2. ベルサウス	15,045,900	\$ 11,444,100,000
3. アメリテック	14,755,000	\$ 8,500,000,000
4. ナインエックス	13,962,255	\$ 10,394,582,176
5. パシフィックテレシス	12,068,564	\$ 8,548,640,269
6. サウスウェスタンベル	11,772,039	\$ 7,118,421,220
7. USウェスト	11,332,000	\$ 7,569,800,000

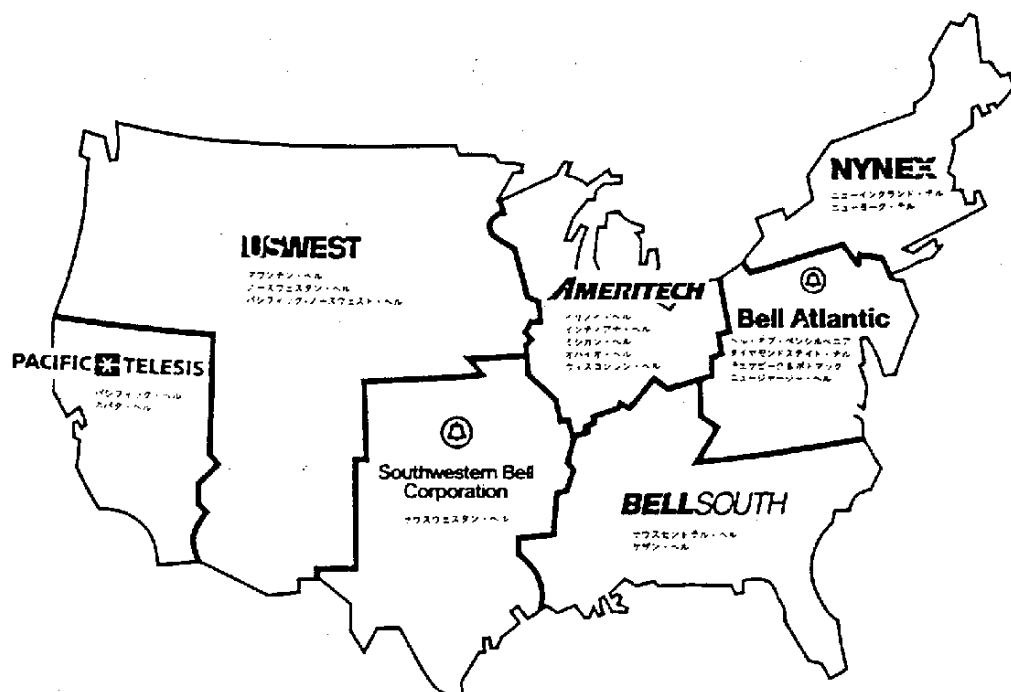
資料：USTA年次統計

BOCは、電気通信サービスのみを提供する会社であるが、これらRHCは、その他の高度サービスや機器の販売など様々なサービスを提供する部門を持っている。

これまで、ワシントン連邦地裁の修正同意審決によって、RHCは他の電話事業者に対し優越的な地位にあると見なされ、様々な事業活動への規制が行われてきたが、昨年FCC（連邦通信委員会）により行われたC-Ⅲ（第3次コンピュータ調査）によって徐々に規制が緩和される方向にある。

図1 地域特殊会社

経営ドキュメント「AT&T分割」より



② 独立系電話会社

旧 A T & T 系の B O C の他に、独立系と呼ばれる電話会社がある。1,400 社にのぼる地域電話会社のほとんどがこの独立系であり、これらの会社は A T & T が分割される以前から回線の提供を行ってきた。しかし、たび重なる電話サービスへの自由化政策の導入と、増大するコストのために、数多くある小会社は、企業買収、合併などにより、自然淘汰されてきているのが現状である。1977年に 1,556社あった独立系電話会社は、今では 1,380社に減っており、今後もこの傾向は続くものと思われる。

この様な独立系の電話会社の中で最大のものは、何といても G T E である。G T E はその規模では、R H C に匹敵し、全米にそのサービスの提供地域が広がっている。G T E に続く独立系電話会社としてはユナイテッドテレコム、コンテルなどがあげられる。

しかし、これら独立系の全てをあわせても全米加入者のうちの 20% 程度、また、総売上額でも 22% 程度を占めるにすぎない。しかも独立系の会社は 1,300 社を越えているのに、旧 A T & T 系は、22の B O C とその株を持つ 7 社しかない。

やはり旧ベル系電話会社は優越的な地位にあると言わざるを得ない。

表 6 主な独立系電話会社

	加入者数	総売上高
1. G T E	11,127,681	\$ 8,780,550,000
2. ユナイテッドテレコム	3,381,332	\$ 2,220,415,000
3. コンテル	2,280,569	\$ 1,835,173,000
4. サザンニューイングランドテル	1,711,533	\$ 1,359,500,000
5. センテル	1,354,317	\$ 833,000,000
6. A L L T E L	953,943	\$ 545,545,000

U S T A 年次統計

表 7 総売上額の推移

(単位：千ドル)

	独立系	B O C	計
1986	18,469,107	63,896,509	82,365,616
1985	17,245,000	61,179,967	78,424,967
1984	16,000,000	57,867,566	73,867,566
1983	14,875,000	64,027,379	78,902,379
1982	13,880,000	61,193,733	75,073,733
1981	12,206,000	55,283,295	67,489,295
1980	10,475,000	48,349,267	58,824,267
1979	9,240,000	43,237,949	52,477,949
1978	8,085,000	39,029,880	47,114,880
1977	7,115,000	34,595,057	41,710,057

U S T A 年次統計

表 8 加入者数の推移

(単位：千)

	独立系	B O C	計
1986	25,196	97,007	122,203
1985	24,330	93,945	118,275
1984	23,020	91,454	114,474
1983	22,331	89,042	111,373
1982	21,672	86,921	108,593
1981	21,429	85,987	107,416
1980	20,808	83,884	104,692
1979	20,078	81,400	101,478
1978	19,246	78,366	97,612
1977	18,345	75,125	93,470

U S T A 年次統計

独立系電話会社の中のほとんどを占める中小の電話会社には、上記のような大電話会社とは規模の点ではまるで比較にならない。その事業規模は、ほんの1つの町だけをサービスしているような小電話会社まで存在するのである。次の表のように電話会社の持つ回線数を比較してみると、その差が明確になるだろう。これは、ペンシルバニア州の例であるが、州公益事業委員会（後に解説する）調べによれば、B O Cの1つであるベルオブペ

ンシルバニアに比べ、最小のオットーテルの回線数は、何と約1万分の1
というものである。

表9 ペンシルバニア州内地域電話会社の加入回線数比較

上 位 5 社			下 位 5 社		
順位	会 社 名	回線数	順位	会 社 名	回線数
1	Bell of Pennsylvania	4,552,035	1	Otto Tel.	468
2	General Tel.	369,939	2	Sugar velley Tel.	786
3	United Tel.	253,874	3	Pennsylvania Tel.	952
4	Commonwealth Tel.	150,296	4	Venus Tel.	1,003
5	ALLTEL Pennsylvania	122,700	5	Hickory Tel.	1,033

出典：ペンシルバニア州公益事業委員会「Access Charge Report」(1986.3.31)
電気通信政策総合研究所
「欧米における電気通信料金制度の動向」より

日本における地域電話会社に相当するキャリアとして現在許可されてい
るものには、

1. 東京通信ネットワーク (T T net) …………… 関東地区
2. 大阪メディアポート (OMP) …………… 関西地区
3. レイクシティケーブルビジョン (L C T V) …………… 諏訪地区

などがある。しかしながら、これらのキャリアは、まだ加入者電話サービ
スは行っていない。(88年3月現在)

(3) 国際電話会社

米国の国際通信事業者はその提供サービスの内容によって数種類に分類することができる。

表10 米国の国際通信事業者

国際記録通信事業者	(International Record Carrier) ITT, RCA, TRT, MCI など
国際音声通信事業者	AT&T, MCI, US スプリント など
国際衛星通信事業者	コムサット
国際競争衛星通信事業者	パナムサット, オライオン, ISC, フィナンサット

国際記録通信事業者とは、主に国際電報を取り扱っており、通信業者としての歴史は古い。コムサットは、インテルサット機構の米国における窓口企業である。また、このインテルサットと事実上の競争企業となる衛星通信会社がパナムサット、オライオンなどの競争衛星通信事業者である。しかし、インテルサット条約の制約上、衛星が打ち上げられたのは、南北アメリカ大陸をサービス提供範囲としているパナムサットのみで、他は、まだ米政府より許可を受けたにすぎない。

国際電話のキャリアとしては、AT&Tが主な事業者であり、最近、MCI やUS スプリント等がサービス対地を広げつつあるが、現在までのところAT&Tがそのほとんどをカバーしている。また、アラスコム、ハワイアンテレホン、ミクロネシアテレホンなど限られた地域にサービスを提供している電話会社もある。

表11 A T & Tの国際電話取扱数の推移

1979年	163,928,483
1980	196,021,121
1981	273,775,738
1982	267,391,564
1983	361,809,801 * (推定)
1984	456,667,010
1985	447,822,739

注：発信，着信の合計

出典：FCC年次統計

2. 米国における電話サービスの形態

日本国内において電話をかける場合、その通話は、市内通話と市外通話に大別することができる。NTTは日本全国の電話ネットワークを所有し、そのサービスを提供する唯一の電話会社であった。電気通信事業法改正後、新たなキャリアが登場したわけであるが、現時点において市内通話を提供しているのはNTTが唯一のキャリアである（TNetは昭和63年5月よりサービスを開始する）。長距離通話は、NCCの3社が中継線を提供している。

米国の場合も市内、市外通話に大別できるのは同様であるが、その国土が広大であること、連邦国家であるため、1つの州が1つの国家と同様な機能を果たしていること、また、AT&Tが電話市場において、今だに独占的な支配力を持っていること、電話市場に参入している中小の電話会社が多数あること等の理由によって、通話の形態とこれにかかわる規制のあり方が日本とはだいぶ異なったものとなっている。

米国における通話も市内と市外の2つに大別してそれぞれを解説することとする。

(1) 市内通話 (Local Exchange Service)

日本の場合、区や市の行政区域を1つの単位とした区域内での通話（3分間10円）を市内通話と呼んでいる。

米国の場合も同じように、地域的、歴史的背景を持った、最小単位の通話区域があり、この中での通話を市内通話 (Local Exchange Service) と呼んでいる。米国における市内通話は、地域電話会社が提供している。したがってBOC、または独立系電話会社がサービスを行っている。この地域内においてサービスを提供する電話会社は1社と定められており、地域独占といえることができる。すなわち、ある加入者が電話を自宅に引く場合、選択の予

知はなく、必ず1つの電話会社に申し込みをしなければならない。

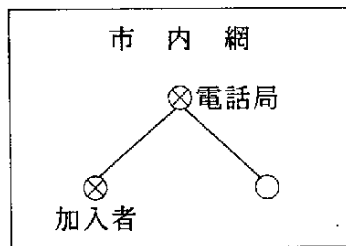


図2 市内網のモデル

この市内サービスの提供範囲は、各事業者が過去の経緯や地理的条件を踏まえて各々が決めている。

日本の場合、市内サービスは、現在のところ、NTTのみが提供しており、市内サービスのみでみる限り、米国では提供事業者の数が多いというだけで、加入者からみれば日本の場合と大きな差はないといえる。

(2) 市外通話 (Toll Service)

米国の場合、その広い国土と、強大な市場支配力を持っていたAT&T分割のため、市外通話の形態は日本の場合とかなり異なる。

米国における市外通話の形態には、次のものが考えられる。

1. 州際LATA間通話
2. 州際LATA内通話
3. 州内LATA間通話
4. 州内LATA内通話

① LATA (Local Access and Transport Area)

1974年依頼争われていた司法省とAT&Tの間の反トラスト訴訟は、

1982年ワシントン連邦地裁が行った修正同意審決（MFJ）により和解が成立した。このMFJにはAT&Tを分割し、BOCの事業活動を制限することが盛り込まれていた。この結果、22のBOCは長距離通信サービスを禁じられたのであるが、その長距離通信の基準となるのがLATAである。LATAは、全米で164ヶ所が設定されており、各BOCは、各社の担当するLATAの中でしかサービスを提供することができない。したがって、BOCはLATAをまたがる通話（LATA間通話）をサービスしてはいけないことになっている。その代わり、LATA内をサービスするBOCは1社と決められたため、1つのLATA内には1つのBOCといくつかの独立系電話会社がサービスを提供しているということになる。

LATAは、BOCの規模の大きさによる市場の支配力が公正な競争に与える影響が大きいとされ、そのサービスを提供する範囲として設定されたものである。したがって、独立系電話会社であるGTEは、全米に対してサービスを提供しているという拡散した状況にあるものの、1社でRHC並みの加入回線を持つ規模の大きさを考慮され、約20のLATAが設定されている。

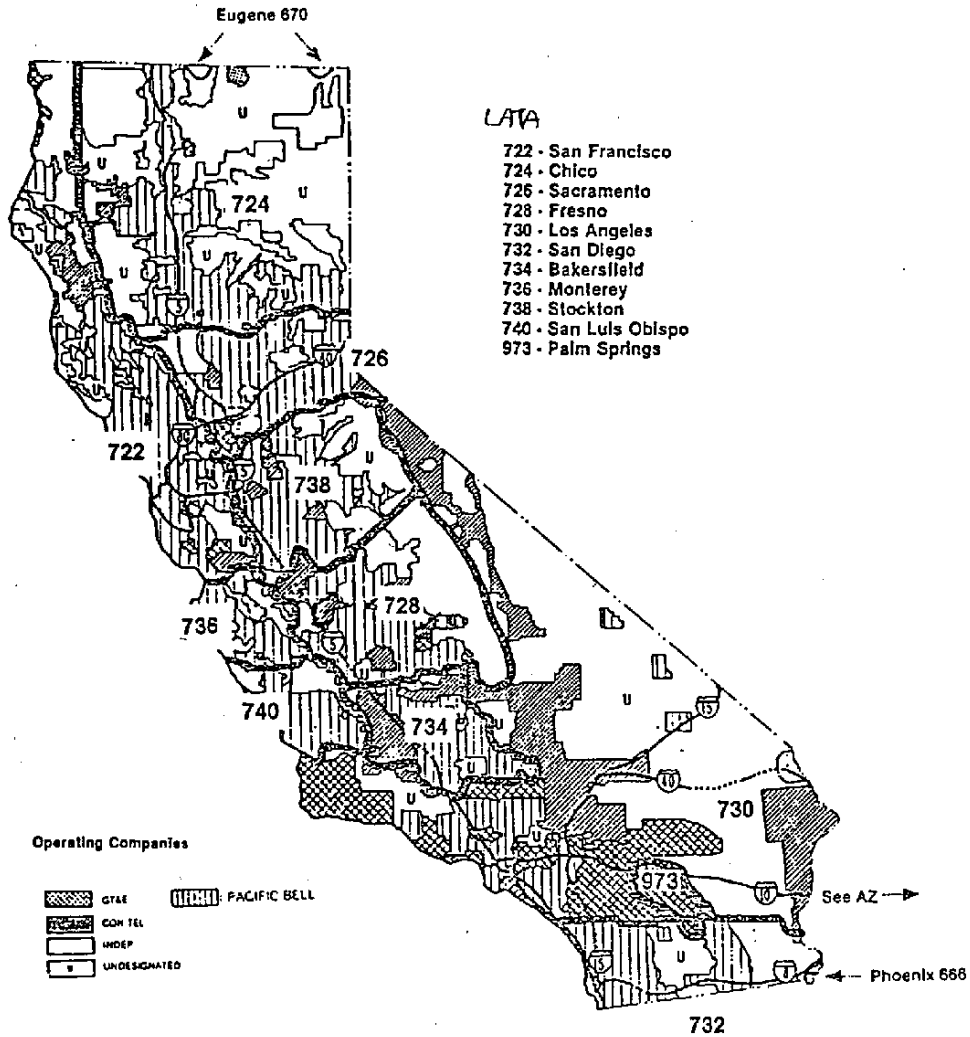
LATAの例として次にカリフォルニア州のLATA配置図を示す。

例 カリフォルニア州のLATA配置図

PLANNING GUIDE 2

CALIFORNIA

STATE-1



② 州際LATA間通話

加入者が州を越えて電話をかける場合は主にこの通話となる。

この場合、加入者は、受話器をとりダイヤルを廻す（押す）と、その信号は、電話機に接続しているラインから地域電話会社の交換機に入り、この交換機が市外局用の交換機に接続し、長距離会社のラインに接続されることになる。

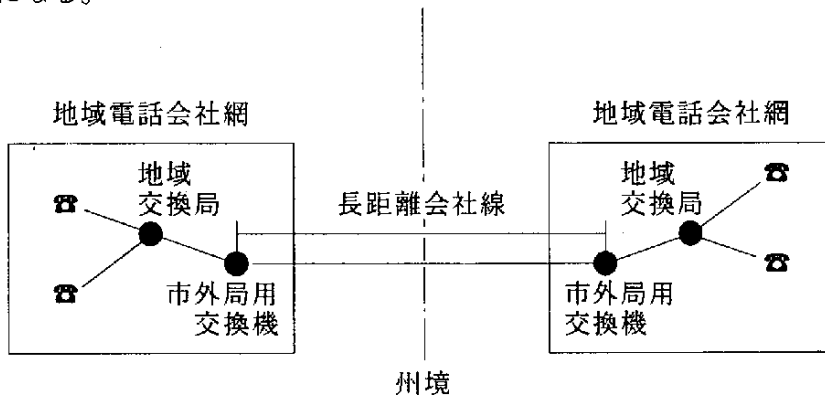


図3 州際LATA間通話のモデル

また、この逆の流れを通じて通話の相手方に接続される。この様にしていくつかの電話会社が介在して、初めて通話が可能となる。

例えば、サンフランシスコからニューヨークへ電話をかける場合には、もしその加入者が長距離会社としてAT&Tを選べば、

パシフィックベル — AT&T — ニューヨークテル

の各電話会社のラインを結んで通話することとなる。

このAT&Tが受けもっている州際LATA間の長距離市場は、地域電話会社の間を中継する競争市場であり、複数の電話会社がこのサービスを行っている。

したがって、市内通話のように顧客は1つの電話会社のみに限られるわけではなく、複数の長距離電話会社の中から1社を選択することができる。

長距離電話会社には、全て5桁の識別番号がつけられており、顧客は最初にこの番号をダイヤルすることによって、希望する電話会社に接続することができるのである。すなわち、サンフランシスコからニューヨークへ同じ様に電話をかける場合でも、例えば、

パシフィックベル — M C I — ニューヨークテル

などの接続が可能となる。

ただし、顧客（加入者）は、あらかじめ自分の使いたい長距離会社を地域の電話会社に登録しておけば（事前登録）、最初に“1”をダイヤルするだけでその長距離会社に接続することができる。

③ 州際LATA内通話

LATAは、前にも述べたとおり、電話網の歴史的経緯、地理的背景を考慮して設定されたものであるから、おおよそは州境なども境界線として、その経緯から、州をまたがるLATAが存在する。

この場合は、地域の電話網は当然ながら地域電話会社（BOC）や独立系の電話会社とその地域唯一の電話会社としてサービスを提供しており、中継系としてもLATA内であるのでBOCもサービスの提供が可能である。また、この中継系には州際通話のため、長距離電話会社が介在することも考えられるだろう。

例えば、A、Bの両市は州が異なるものの隣りどうしであったとする。しかし、1つのCというLATAの中に含まれる場合を考えると、様々のケースが考えられる。

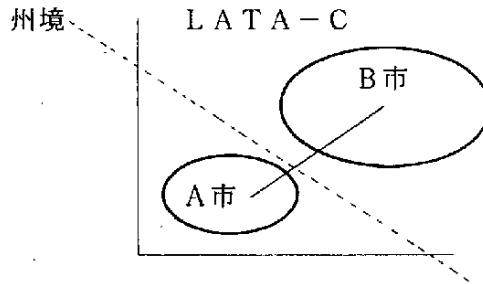


図4 州際LATA内通話のモデル

A市からB市へ電話をかける場合、もちろん市外通話になるわけであるが、

- i) A市とB市のそれぞれの市内電話をサービスしている電話会社が異なる場合

この場合は、それぞれの電話網を結ぶ中継系の電話会社が必要となるが、この中継ラインを提供する会社は、独立系のものもあろうし、また、LATA内であるので、BOCも考えられる。また、場合によっては長距離会社が提供しているかもしれない。

- ii) A市とB市のそれぞれが同じ独立系の電話会社によって提供されている場合

この場合には、地理的に隣接していると思われるので、自社の電話網で提供していることが多いと思われる。しかし必ずしもそうとは限らず、やはり中継系のラインに別の電話会社が介在するかも知れない。

- iii) 両市を提供しているのがBOCの場合

この場合は何とんでもこの地域一帯がBOCの提供地域であろうから、中継系など存在しないだろう。

いずれの場合にしろ、この種類の通話は、地域的に限られたものであるため、電話市場の全体から見た場合、ごく一部のものと思われる。

④ 州内LATA間通話

各州は、そのほとんどが1つ以上のLATAより成り立っているため、同じ州の中に電話をかける相手がいてもLATAを複数またがって電話をかけることもある。

各LATA内には地域電話会社（BOC又はBOCと独立系の両方）がサービスを提供しているが、LATA間の中継サービスは、1982年の同意審決によって、BOCがサービスを提供することを禁じている。したがって、地域により長距離電話会社もしくは独立系の電話会社が介在する。

例えば、

BOC — AT&T — BOC

BOC — GTE — 独立系会社

などが例として考えることができる。したがって、州内LATA間の通話は、その中継部分が長距離会社および独立会社又は両者との競争市場となる。

この市場を競争市場とするか否かは州の規制機関にまかされており、その州独自の判断にまかされているが、現在ではほとんどの州においてこの市場について競争を導入している。最近になって、BOCに対するLATA間通話分野への進出を認めるような要望が多く聞かれるようになったが、ワシントン連邦地裁はこの規制を緩和する気配は全くない。

⑤ 州内LATA内通話

州内LATA内の市外通話は、AT&Tの分割前から独立系電話会社とBOCがサービスを提供していた。したがって、

• BOC — BOC（同一BOCが提供）

• BOC — 独立系電話会社

などが考えられる。これも州内の通話であるから、各州の規制機関により様々な規制が行われているが、MFJによって、この分野へも競争を導入することか望ましいとされたため、現在では競争市場となっている州もいくつかある。しかし、長距離事業者のこの分野への進出はまだ少ないとい
ってよいだろう。

（しかしながら、州内の競争が存在する場合、顧客（加入者）がどのようにして中継事業者を選択するのかは、残念ながら現在の調査段階ではまだ判明していない。この件に関しては次の機会にゆずることとしたい。）

表12 各州における州内通信事業者に対する競争と規制の状況

州 名	州内競争の有無				規制の程度	
	通信事業者		再販売業者		通信事業者	再販売業者
	L A T A 間	L A T A 内	L A T A 間	L A T A 内		
アラバマ	○	×	○	○	C	C
アラスカ	該当せず	△	該当せず	△	△	△
アリゾナ	○	×	○	×	△	△
アーカンソー	△	△	△	△	△	△
カリフォルニア	○	×	○	×	B	C
コロラド	○	×	○	○	B	D
コネチカット	該当せず	×(1)	該当せず	×(1)	該当せず	該当せず
デラウェア	該当せず	△	該当せず	△	△	△
フロリダ	○	○(2)	○	○	B	D
ジョージア	○	○	○	○	C(暫定)	△
ハワイ	該当せず	審議せず	該当せず	違 法	審議せず	該当せず
アイダホ	審議せず	審議せず	○	○	審議せず	D
イリノイ	○	×	○	×	×	C
インディアナ	○	×	○	○	C	A
アイオワ	○	○	○	○	A	△
カンザス	○	△	○	○	C	C
ケンタッキー	○	×	○	○	B	D
ルイジアナ	○	×	○	○	△	C
メイン	該当せず	×	該当せず	○	該当せず	C
メリーランド	○	○	○	○	C	C
マサチューセッツ	○	△	○	△	A	A
ミシガン	○	×	×	×	△	該当せず
ミネソタ	○	△	○	○	△	△
ミシシッピ	△	△	○	○	△	D
ミズーリ	○	△	○	○	B(暫定)	C
モンタナ	審議せず	審議せず	○	○	審議せず	D
ネブラスカ	△	△	△	△	△	△
ネバダ	○	△	○	○	△	D
ニューハンプシャー	該当せず	審議せず	該当せず	審議せず	審議せず	審議せず
ニュージャーシー	○(3)	×	○	○	A	C
ニューメキシコ	該当せず	審議せず	該当せず	○	審議せず	D
ニューヨーク	○	○	○	○	B	C
ノースカロライナ	○	×	○	×	C	C
ノースダコタ	審議せず	×	○	○	該当せず	D
オハイオ	○	○(4)	○	○	△	△

オクラホマ	○	×	○	○	B(暫定)	△
オレゴン	違法	違法	○	○	違法	D
ペンシルバニア	○	△	○	○	△	△
ロードアイランド	該当せず	審議せず	該当せず	審議せず	審議せず	審議せず
サウスカロライナ	○	○(5)	○	○	C	C
サウスダコタ	該当せず	×	該当せず	○	A	D
テネシー	○	×	○	○	△	△
テキサス	○	○	○	○	B	D
ユタ	該当せず	△	該当せず	○	△	C
バーモント	該当せず	△	該当せず	△	△	△
バージニア	○	違法(6)	○	○	C	D
ワシントン	○	○	○	○	A	A
ウェストバージニア	○	×	○	×	A	A
ウィスコンシン	○	×	○	○	B	C
ワイオミング	該当せず	△	該当せず	○	△	A

○：競争を認可した州

△：審議中の州

×：競争を禁止した州

審議せず：この問題に関して、何らの行動も起こしていない州

該当せず：全米50州中複数LATA州は38あり、それ以外の州は単一LATA州であ
りまたはLATAシステム外にあり、ここでの分類に該当しない。

違法：州法により市外通信事業者の競争が禁止されている。

(暫定)：暫定命令

A：全事業者にきびしい規制を適用

B：支配的通信事業者に対してはきびしい内容の規制を、非支配的通信事業者に対し
てはゆるやかな規制を課す。

C：全通信事業者にゆるやかな内容の規制を課す。

D：完全に規制を撤廃

(1) コネチカット州のLATA内競争の禁止は、1985年6月30日までになった。

(2) フロリダ州ではLATAをさらに分割した地域間で競争を許可。

(3) 競争的市外通信事業者は、イコール・アクセス地域外でのみ営業できる。

(4) 通信事業者は公益事業委員会の認可を得ないでも営業ができる。

(5) LATA設定以前に認可を得た通信事業者1者に限る。

(6) バージニアのLATA内競争は、1986年までは法律により禁止される。

海外電気通信1985.5より

⑥ 電話サービスの提供地域と参入企業

電話サービスの提供地域を分類すると、前に述べたように、LATAを中心として整理することができる。

まず、市内通話は、最も小さな電話交換網で、BOC及び独立系地域電話会社が提供している。

市外通話は州内通話と州際通話がある。それぞれには、LATA間通話とLATA内通話があり、州際通話は主に長距離電話会社が提供している。また、BOCはLATA間通話の提供ができない。州内通話には最も多くの種類の電話会社が参入する可能性があるが、やはりLATA間通話についてはBOCは提供を許されていない。以上のことを一覧表に整理すると次表のようになる。ただし、州内のサービス提供については各州により異なる場合があるので、これは、あくまでも1つの参考として考えていただきたい。

表13 電話サービスの提供地域と電話会社の参入可能性

			IOC	BOC	LOC	例
市 外 (中継系市場)	州 際	LATA内	○	○	○	⑩+⑪+⑫+⑭
		LATA間			○	①+③+⑥+⑦+⑧
	州 内	LATA内	○	○	○	①+③+④+⑤
		LATA間	○		○	⑦+⑧+⑨+⑩+⑪
市 内 (地域系市場)	州 内	LATA内	○	○		①+②
		LATA間	* ○			⑯+⑰

電話会社別による電話サービスの種類

○：サービス提供可

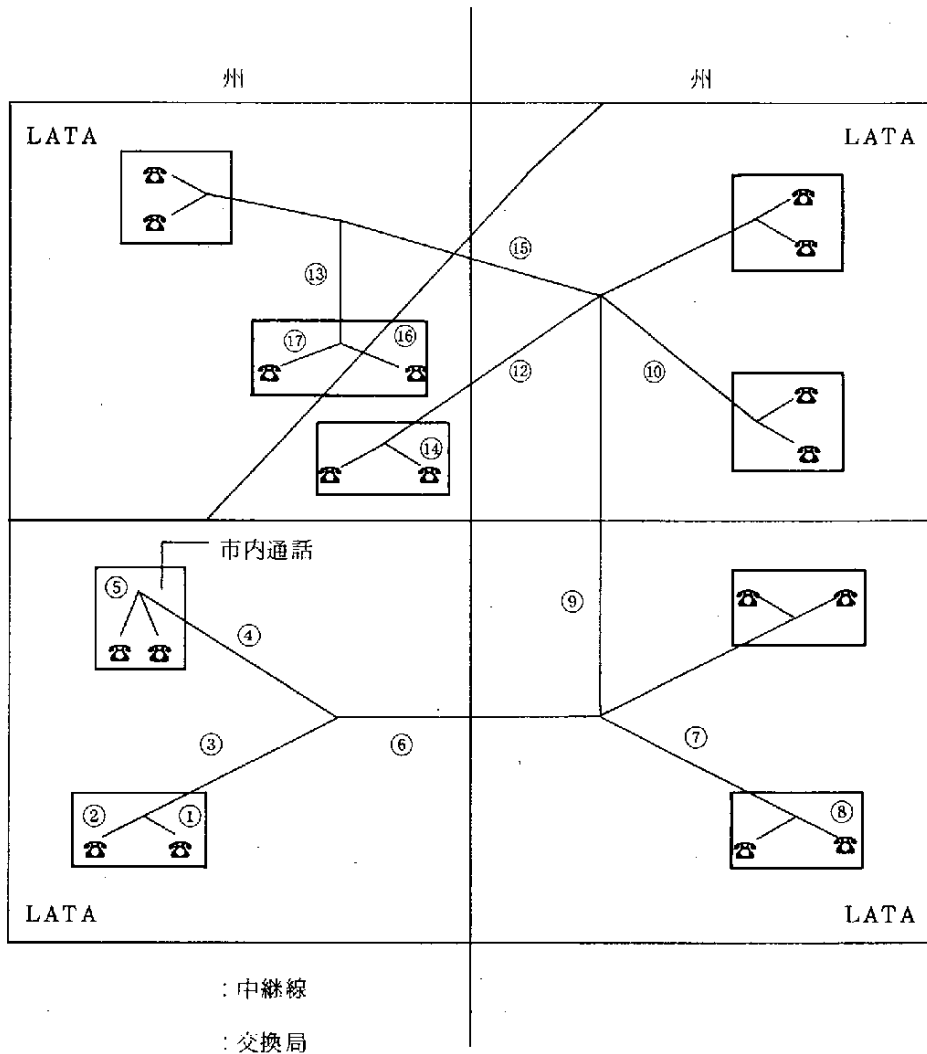
IOC：独立系電話会社（ただしGTE系には20あまりのLATAが設定されている。）

BOC：旧ベル系地域電話会社

IOC：長距離電話会社

*独立系電話会社は、LATAにとらわれない

図5 米国内通話のモデル



IOC	：⑬	電話会社別，加入線および中継線の所有形態
IOC, BOC	：①，②，⑤，⑧，⑪，⑭，⑰	
LOC	：⑥，⑨，⑫	
IOC, BOC, LOC	：③，④，⑦，⑩，⑫，⑬	

例えば，①のラインは独立系とBOCが所有することが可能な回線を意味し，⑥のラインは長距離事業者の所有するラインを意味する。

注) 各州により事情は異なる。

(3) イコールアクセス

イコールアクセスとは、AT&T以外の長距離電話会社がサービスを提供するため、地域電話会社のネットワークと接続する場合に従来から接続されていたAT&Tと平等な条件で接続することをいい、これによってAT&Tと他の長距離電話会社との公正な競争が可能になるとしてきている。

MC Iなどの新規参入長距離事業者がサービスを提供するためには、当時のAT&Tの市内網（現在のBOCの市内網）との接続が必要であった。当初の接続は、MC Iなどの通信事業者を一つの電話加入者として扱い、一般の電話番号を与えるいわゆる「加入者線接続」で行われた。したがってMC Iなどの利用者は、まずMC Iの加入電話番号をまわしてMC Iを呼び出し、その後、発信者の識別番号や着信者の番号をまわすことになるので、全部で20ケタ以上のダイヤルが必要であった。また、この接続方法は、通話の品質が劣ること、回転ダイヤル式電話機からは利用できないことなど、AT&Tのサービスに比べて不利な条件での接続であった。

現在の日本の状況を見てみると、加入者がNCCに接続するためには「00××」の4ケタの番号をまず必要とすること、またNTTの交換機の一部にID送出機能を持たないものがあるため、NCCを利用できる地域が限定されている等の状況が指摘できる。これらは、当時の米国の状況と似ており、例えば、地域系のNCCが将来に数多く出現してくれば、大きな問題となることが考えられる。

この様な状況に対し、ワシントン連邦地裁が勧告したMFJ（修正同意審決）では、長距離通信会社の選択を平等な条件で行わせるべきであるとの観点から、BOCに対して、長距離通信会社は同じ条件で接続することを義務づけた。

その方法としては、第1に、電子交換機や一定規模以上の電磁式交換機について、1984年9月から1986年9月までに同じ接続条件で接続できるように交換機等の改造工事を実施する。第2に、その費用は、地域電話会社が負担

し、長距離通信会社に対するアクセスチャージの中で回収されるというものであった。

また、イコールアクセスの実施はMFJにより、1984年7月から1986年9月1日までで実施することとなった。この具体的な方法としては、イコールアクセスが導入される地域の加入者に対し、投票用紙が送付され、これにより自分が主として使用する市外通信事業者（プライマリーキャリア）を選択するというものであった。これによって、市外通話をかける時にまず“1”をダイヤルすることによって自分の選んだ市外通信事業者に継がることとなり、完全なイコールアクセスが実施されるというものである。この手続きは一切無料で行われた。この後に事業者を変更するためには、手続、手数料が必要となる。したがって、この投票終了後には市外通信事業者のシェアが急激に変化するとは考えにくい。

この投票の大多数が終了した86年9月1日の時点で、シェアはおおよ次の通りと予想されている。（全体の70％が終了したといわれた）

市外（長距離）通話市場シェア

A T & T 75%

M C I 15%

U S スプリント 4～5% （海外電気通信86年10月号）

また、その後、各方面より同市場に対するシェアが発表されており、若干数値は異なるが、その順位は同じである。

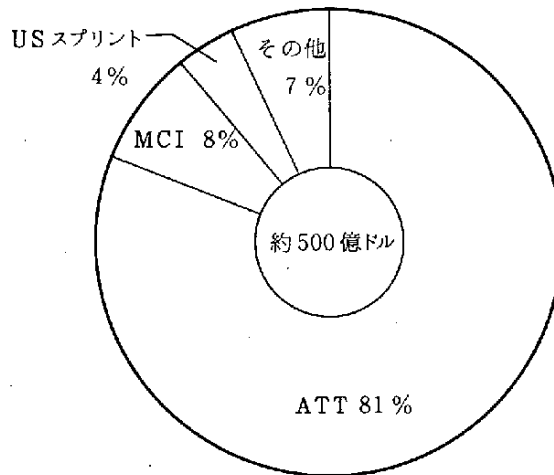
表14 米国市外通信事業者の競争
(単位：億ドル)

	1984	1985	1986(推定)
	市外通信収入	市外通信収入	市外通信収入
A T & T	364 (84.7)	389 (82.7)	387 (77.4)
M C I	19 (4.4)	25 (5.3)	36 (7.2)
U S スプリント*	11 (2.5)	12 (2.6)	19 (3.8)
その他	36 (8.4)	44 (9.4)	58 (11.6)
	430(100.0)	470(100.0)	500(100.0)

出所) N T I A 報告書, ガートナー資料など。

注) U S スプリント欄の1984, 1985はG T E スプリント。

() 内は構成比, %。アクセス・チャージ含む。



(注1) 各数値は推定値である

(注2) 地域電話会社の営業区域内に終始する長距離通信は含まない。

(出所) Intech 1 テレコムマーケット (1986年12月16日号)

図6 アメリカの長距離通信市場シェア (1986年)

出所) Intech 1 テレコムマーケット

3. 米国における電話料金制度

日本における電話料金は、市内通話と市外通話に分かれており、現在のところ市内通話はN T Tのみが提供している。このN T T市内通話の料金は3分間10円となっている。

市外通話料金は、N T Tのみを使用した場合、ポイント to ポイントの距離と通話時間によって課金される。

また、現在N C Cが長距離中継サービスを提供しており、N T Tのみで長距離市外通話をかけるよりも安く利用できる様になっている。

この場合、米国にもみられるような通信ラインを結ぶこととなり、

N T T市内網 — N C C長距離ライン — N T T市内網

という経路で通話が可能となる。この場合料金は、

N T T市内料金 + N C C市外料金 + N T T市内料金

というように足し算方式で計算され、N C Cより請求される。また料金は郵政省による認可制である。

米国においても市内料金と市外料金に大別することができるが、連邦国家であることから、州内に関する通信料金やその他の規制は州政府が、州際に関するものについてはF C Cが規制することとなっている。また、市内市外サービスとも、日本の場合よりも多彩なメニューがある。

(1) 市内料金 (Local Exchange Service)

市内サービスは、各州政府（正確には各州の公益事業委員会）が認可する

サービスである。

市内料金には、大きく3つの種類がある。

- i) Flat Rate Service (フラット・レート・サービス)
- ii) Message Rate Service (メッセージ・レート・サービス)
- iii) Measured Rate Service (メジャー・レート・サービス)

フラットレートサービスは、定額支払いで無制限、メッセージレートサービスは、一定度数までは通常レートより安い料金で、それを超える分は通常レートの度数料金とするもの。また、メジャー・レート・サービスは、通常の度数制による課金の方式である。

当然、これらの料金は、その地域でサービスを提供している電話会社によりそれぞれ異なる。また、このサービスは、加入者網そのものであり、電話会社は加入者へ直接つながる電話線を持っている。したがって、このサービス市場は地域独占市場となっており競争市場ではない。

(2) 市外料金 (Toll Service)

米国における長距離(市外)通話料金は、日本のように足し算方式ではなく、ポイント to ポイントでそれぞれ決められている。

すなわち、基本的には、間にいくつかの電話会社が介在しようと、加入者から、電話をかける相手までの距離と通話時間によって料金は算出される。

市外通話にも、大きく別けて2つの種類がある。

- i) Message Telecommunications Service (MTS)
- ii) Wide area Telecommunications Service (WATS)

MTSは、距離と時間によって料金を算出する方法であり、WATSは、広域電話サービスと呼ばれ、利用者の加入地を中心として同心円的に帯域を

定め、その帯域内における利用時間を集積して課金する方式で、通話量が多くなればMTSより割安となる。

いま、サンフランシスコの加入者がニューヨークへ電話をかける場合を考える。この加入者は長距離通信会社としてAT&Tを事前に登録していたとすると、

パシフィックベル → AT&T → ニューヨークテル

のラインを結んで通話することとなる（地域電話会社は、それぞれ1つの例としてあげる）。この場合、加入者は、AT&Tの提供するサービスメニューの中から、選択し、契約した料金を、AT&Tに支払うこととなる。例えば、AT&Tとの契約が、最も基本的なMTSとすると、加入者から相手先までの距離と時間によって料金が算出され、AT&Tから加入者へ請求書がとどくことになる。したがって、この時、加入者は、パシフィックベルや、ニューヨークテルなどの料金を全く気にすることはない。

また、この加入者がWATSサービスをAT&Tと契約をしていた場合でも、同じようにAT&Tによって料金が計算され、所定の割引をうけて、加入者に料金の請求がなされるのである。

サンフランシスコ — ニューヨーク間の電話は州際LATA間通話ということになるが、この料金の算定・課金方式は州際LATA内、州内LATA間、州内LATA間におけるそれぞれの長距離（市外）通話も同様である。

ただ、州際に関するものはFCCがその規制機関であり、州内に関するものは州政府が規制機関であることは先に述べた。

州内の通話に関する規制は、各州ごとの事情によって様々であり、州際レベルより規制緩和が進んでいるものもあれば、全く自由化されていないものまで多様である。

長距離通話料金として長距離電話会社が受けとった料金は、地域の電話会

社に全く関係がないわけではない。地域内（市内）の電話網を使用した料金として、後に長距離電話会社から各地域電話会社へアクセスチャージとして支払われる。また、加入者は、長距離網を使用するために、毎月一定額を地域電話会社に支払っている。

(3) 市外（長距離）通信事業者の提供するサービス

前述のとおり、市外（長距離）通話市場は大きく別けて2種類のサービスが提供されているが、この市場には競争が導入されており、各々の企業では割引方式を変えたり、単なる通話サービスだけではなく、付加的なサービスを折り込んだ多彩なサービスメニューを用意している。

次にその例をあげる。

MTSサービスには次のようなものがある。

<TOLL>

Allnet Interstate MTS (Allnet)

Dial-It 900 Service (AT&T)

Execunet/Quickline/Credit Card (MCI)

Interstate LDMTS (AT&T)

ITT Longer Distance Service

PRO America (AT&T)

Software Defined Network Services (AT&T)

SpaceTEL (WU)

Sprint (US Sprint)

Western Union Long Distance Services (WU)

WATSサービスには次のようなものがある。

<WIDE AREA TELECOMMUNICATIONS SERVICE (WATS) >

Description of Service (AT&T)

Inward

Outward

Othward/Other Charges

Other Charges

Service Area Coverage : Domestic

Service Area Exceptions

MCI 800 Service

MCI WATS (MCI)

Megacom 800 Service (AT&T)

Megacom Service (AT&T)

Prism I Service (MCI)

Prism II Service (MCI)

Prism III Service (MCI)

PRO America II (AT&T)

PRO America III (AT&T)

Readyline (AT&T)

Sprint WATS (US Sprint)

(CCMI/McGraw-Hill

Planning Guide 1, Inter LATA) より

MTSサービスは、通話の距離と時間によって課金されるサービスだが、この中にも多くのメニューが用意されている。例えば、AT&Tのプロアメリカは、毎月一定額（15ドル）を支払えば全通話が10%安くなるサービスである。一般家庭など通話量の少ない加入者はMTSサービスが適しているだろう。

最も特徴的なサービスはWATSサービスである。簡単にいえば定額料金

制であるが、地域の指定や、時間帯の指定もできる。このサービスは大量な通話量が必要な事務用の加入者に適している。

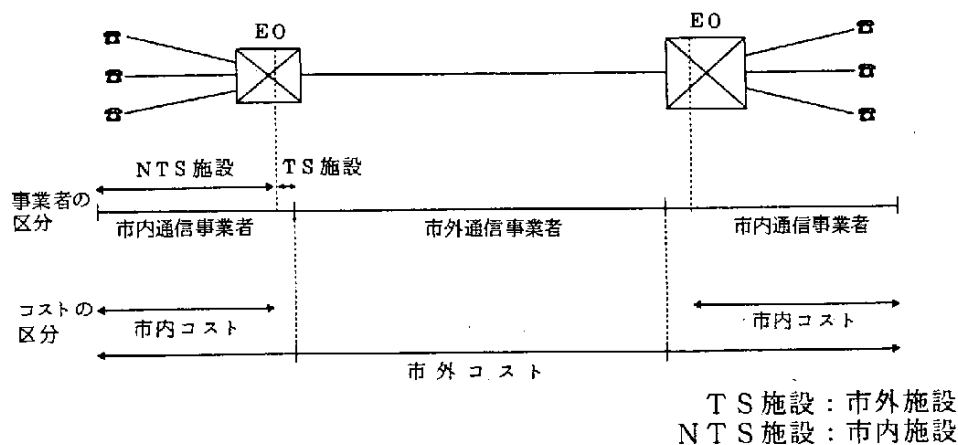
着信WATS（800番サービス）はこれらのサービスが着信人払いとなるため、テレマーケティングの重要な手段となる。最近、NTTがフリーダイヤル「0120」を提供しているが、これをより多彩（複雑）にしたものと思えばいいだろう。例えば、AT&Tの提供するレディラインは、基本料金が20ドルで、あとは着信通話時間の月毎の合計によって課金される。この800番サービスは、AT&Tの独占市場であったが、現在では、MCI、USプリント、ウェスタン・ユニオンがサービスを提供している。

また、これらの他にも新しいサービスが続くと生まれており、AT&Tの「リーチアウトアメリカ」は、全国どこへでも夜間あるいは週末に、1時間、定額料金で通話できるサービスで、WATSサービスの一種といえるだろう。

(4) アクセスチャージ

市外通信事業者は、そのサービスを提供するため、市内通信事業者の持つ加入回線や市内交換機、市内回線等を使用する必要がある。

図7 通信事業者の設備区分



アクセスチャージは、市内通信事業者がこれらの設備をサービスとして市外通信事業者に提供することに対する料金である。

もともと電話事業は公共的な性格が強いことは言うまでもないが、利用頻度の高い市内通話を安く提供するため、コストを割った料金でサービスを提供する傾向にあった。

これに対し、長距離の通信サービスは、付加価値を高くし、利益率の高い料金設定を行っていた。当然、市内赤字、長距離黒字という図式ができあがる。

一つの企業内でこの様な2つのサービスを提供した場合には、当然黒字部分で赤字部分を補填することになる。

1982年のMFJ以前には、AT&Tからローカル電話会社に対して、内部相互補助といわれる形で赤字分の補填が行われていた。また、一部の独立系のローカル電話会社にも補填は行われていた。しかし、市外通信事業による市内通信事業の補助は、ベル内部で行われていたものが大部分であった。

MFJによって1984年より長距離電話会社と地域電話会社にAT&Tが分割されたために、内部補助ができなくなった訳であるが、市内通信事業者に対して、何らかの形で赤字分を補填する必要がある。そこで、このアクセスチャージ制度によって地域事業者に対して地域ネットワークの正当な使用料金を支払うこととなった。MFJ以前でも、MCIなどの長距離事業者は、地域の電話会社に対してFCCの監督のもとにアクセスチャージが支払われていたが、イコールアクセスが達成されていなかったことを理由に、一部を割引きされていた。

1984年AT&Tが分割されてからアクセスチャージの制度が機能した訳であるが、その内容は次のとおりである。

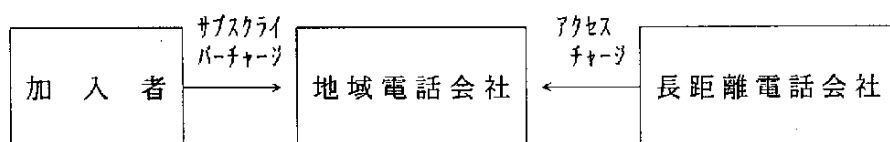
- (i) 市内線路等のコストは、定額料金で加入者が負担する。
- (ii) 交換機等のコストは、従量料金で長距離事業者が負担する。

(iii) ユニバーサルサービス維持のためにファンドを設け、その資金は長距離事業者より徴収する。

(iv) 上記のようにすると、加入者の負担が一挙に増大するため、6年間で段階的に実施する。

つまり、地域電話会社は、そのローカル網を維持するために、内部相互補助による補填金を受けとらないかわりに、加入者と長距離通信事業者の両者より、費用を徴収できることとなった。

図8 アクセスチャージの流れ



特に、加入者より徴収するアクセスチャージを、サブスクリバチャージと呼んでいる。この仕組みによって、加入者は長距離電話をかける場合には、地域電話会社の存在を意識することなく電話をかけることができ、長距離通話に対する電話料の請求書は、長距離電話会社のみから発送され、長距離電話会社に対してのみ支払えばよいのである。

しかしながら、市内（地域）の通話に対する料金は、地域の電話会社より請求されることになるので、加入者は、少なくとも、①長距離電話会社、②地域電話会社、③地域電話会社よりのサブスクリバチャージの3種類の請求書を受取ることになる。

① サブスクリバチャージ

1984年より、このサブスクリバチャージは事務用複数回線については1回線当たりの実コスト又は6ドルの安い方の額、住宅用及び事務用単

独回線については、2ドルという月額の設定料金と決められていた。しかし、FCCと州公益事業委員会の合同委員会はこの料金を1987年に見直し、同年7月より、2ドル/月を2.60ドル/月に引き上げた。FCCは最終的には1989年4月に3.5ドル/月まで引き上げたい考えを持っているが、現行2.6ドル/月にも賛否両論があり、この引き上げのインパクトを90日間にわたり調査するという条件がついている。

② アクセスチャージ

長距離通信事業者が地域電話会社に支払うアクセスチャージは、従量制である。従量制料金とは、単価×使用量ということになるが、使用量は時間であり、単価は厳密に決められている。

これは、市内通信事業者（地域電話会社）の長距離通話コストを正確に計算し、その必要分を長距離電話会社が支払う。このコストを計算するために、FCCにおいて、詳細に計算の方法を決めた「分計必携」があり、これに従ってコストを決めていく。このコストに決められた公正報酬率を乗じて地域電話会社の報酬を含んだ必要費用が計算される。

この費用を予想使用時間で除したものが単価となるのである。

この様なアクセスチャージの設定方法と、サブスクライバーチャージの値上げ等によって、長距離会社が地域会社に支払う金額は年々減少してきている。このため、長距離通信会社は長距離通話の値下げが可能となる。

*注（ただし、これはAT&Tについてのみの話であって、他のMCI等は、イコールアクセスが完了した時点においてアクセスチャージの割引がなくなるため、当面の間アクセスチャージは増加するであろう。しかし長期的にみれば、増加は一時的なものであって、その後は年々減少していくはずである。）

表15 A T & Tのアクセスチャージの推移
(単位：ドル)

	通信事業者負担 (通話時間1分当り)			加入者負担 (月額)	
	NTS部分	T S 部分 (注1)	合 計	住宅用及び 1 回 線 の 事 務 用	2 回線以上 の 事 務 用
1984年6月～	0.0524	0.0332	0.0856	0	6 (注2)
1985年6月～	0.0471	0.0332	0.0803	1	6
1986年6月～	0.0304	0.0338	0.0642	2	6
1987年1月～ (申請中)	0.0205	0.0317	0.0522	2	6

(注1) A T & Tの総通話時間により1分当たりの額を算出

(注2) 6ドルは上限であり、各会社のNTSコストに応じて6ドルまでの料金が課される。

(資料：電気通信総合研究所)

(5) 公正報酬率規制

現在、F C CはA T & Tならびに市内電話会社が提供する通信サービスに対し、公正報酬率規制を実施している。これは、競争市場において優越的な地位にある事業者がその市場においてその地位を濫用して不当に利益をあげさせないために、ある一定の比率の報酬しか認めないという規制である。このため、この率以上の報酬を得ることになった場合には、通信料金の引き下げが命令されたり、また、同率の見直しの結果、得られた報酬が過大であると評価されれば、報酬率の引き下げが行われる。すなわち、この率によって現在のA T & Tの通信料金が決定されているといえる。

この方式は、通信事業者が通信料金を設定する際にそのコストをF C Cの定めた会計規則に順じて全て計算し、そのコストに対して報酬率をかけて事業者の得る報酬を決定する方式である。この報酬率はF C Cによって2年ごとに見直しが行われており、現在A T & Tの公正報酬率は12.2%となってい

る（1987年は12％）。

しかしながら、この規制方法は、①設備投資の速度が弱まる、②市場状況が料金に反映されない、③顧客に対して余計なコストを課す場合がある。また、④企業の経営効率化努力が反映されないなどの多くの問題点を持っており、現在、FCC、あるいはNTIAなどの政府機関では、規制のあり方を見直す方向で動いている。

現在、これに代わる新しい規制方法として料金の上限を定める方法が有力視されている。FCCやNTIAではこの新しい方式に対する調査を開始しており、関係各方面から広く意見を聞いているところである。

州際通信に関するFCCに先だって、各州内レベルの地域電話会社に対する規制は緩和もしくは撤廃される傾向にあり、現在、全米の半数以上の州において規制の撤廃または料金の上限規制、下限規制あるいは両方を導入した規制の緩和が各州の公益事業委員会により導入されている。

表16 州内LATA間市外通話の規制撤廃・緩和状況

州 名	規制の撤廃・緩和状況				公 正 報酬率の 有 無	規制緩和 実施年月	備 考
	撤 廃	上限、 下限の 設 定	上限の 設 定	下限の 設 定			
ネ ブ ラ ス カ	○				無	1987. 3	州法により 規 制 撤 廃
モ ン タ ナ	○ 専用線			○ 交 換 サービ	無	1985. 10	州法により 規 定
ネ バ ダ	○				無	1985. 4	
オ ク ラ ホ マ	○				無	1985. 7	
バ ー ジ ニ ア	○				無	1984. 8	
ウ ェ ス ト バ ー ジ ニ ア	○				無	1986. 6	
メ リ ー ラ ン ド	○				無	1986. 9	公正報酬率 規制は差控
フ ロ リ ダ		○			有	1986. 5	
ア リ ゾ ナ		○			有	1985. 10	上限は下限 の50%の値
カ ン サ ス		○			有	1986. 6	上限、下限は それぞれ 4%、7%
ミ シ シ ッ ピ		○			有	1984. 10	

州 名	規制の撤廃・緩和状況				公 正 報酬率の 有 無	規制緩和 実施年月	備 考
	撤 廃	上限、 下限の 設 定	上限の 設 定	下限の 設 定			
ニュージャージー		○			有	1986. 8	上限、下限 ともに25%
ニューヨーク		○			有	1986.10	上限、下限は それぞれ 2.5%, 10%
オハイオ		○			有	1985. 4	下限は上限 の50%の値
オレゴン		○			無	1986.11	下限はマージ ナル・コスト
テキサス		○			有	1987. 7	上限、下限は サービス種類 ごとに設定
アイダホ			○		有	1985. 5	
ルイジアナ			○		有	1985. 7	通 常 の 市外通話のみ 規 制 緩 和
ミズーリ		○			有	1985. 7	上限は15%
アイダホ			○		有	1985. 5	
ノースカロライナ			○		有	1985. 2	
サウスカロライナ			○		無	1984. 8	

州 名	規制の撤廃・緩和状況				公 正 報酬率の 有 無	規制緩和 実施年月	備 考
	撤 廃	上限, 下限の 設 定	上限の 設 定	下限の 設 定			
テ ネ シ ー			○		有	1985. 4	
ミ シ ガ ン			○		有	1986. 5	
ペンシルバニア			○		無	1985. 8	収入の 3 %
イ リ ノ イ				○	無	1986. 4	下限はマージ ナル・コスト

(世界のテレコムニュース)

4. 電話サービスにおける規制機関と最近の動向

(1) 公正報酬率規制に関する最近の動向

先に述べたように、この規制に関する事業者側からの不満は強く、FCCとNTIAは市場に競争原理を積極的に持ち込むという方針から、規制緩和政策として料金の上限だけを定める方式 (Price cap) に改めるための準備を進めている。しかしながら、他の利害関係者から様々な意見が出されており、上限規制が導入されるかどうかはまだ明確になっていない。

公正報酬率規制に関する最近の動きを整理してみると、米国における電気通信事業を中心とした事業者と規制機関ならびに利害関係者の背景がよくわかるので、これまでの経緯を振り返ることにする。

① FCCによる公正報酬率の決定

FCCは、長距離通信事業を監督規制する政府機関であり、日本でいえば郵政省の役割を果たしている。1982年AT&Tの分割により長距離通信の市場が本格的に競争市場となった。この分割によって誕生した長距離通信事業者AT&T-C(当時)は、これまでの経緯より、同市場に圧倒的な地位を持っており、他の競争事業者が対等に競争できる事業者ではないと判断された。このため、FCCは、AT&T-Cに対して公正報酬率規制を導入し、一定以上の利益を上げてはならないという規制を実施した。この規制は、2年ごとに報酬率を見直すこととされ、1987、1988年は、それぞれ12.2%、12%ということになった。しかしながら、前述の理由により、新たに上限規制という方法を導入することを提案するに至った。そして1987年8月に調査開始を告示し、次期公正報酬率(1989、1990年度分)の見直しを行う今年中(88年)に、新たな規制方法に関する調査を終えて結論を出したいというのが現状である。

ただ、FCCは、上限規制を規制緩和とは位置づけておらず、単なる規

制の変更であると主張している。

② NTIA（米国電気通信情報局）の主張

NTIAは商務省の中にある一部局であり、電気通信政策に関しては大統領に、国際電気通信政策に関しては国務長官にそれぞれ助言をする権限を持つ。

NTIAは、“競争下にあるサービス”は規制ではなく市場原理にゆだねるべきであるという姿勢を貫いており、一部のサービスをのぞいて規制を緩和するべきだと主張している。また、現行の公正報酬率規制は、経費がかかり過ぎで、競争政策のメリットをユーザが十分に受けていないと主張している。NTIAは、FCCが上限規制導入のための調査を開始する直前の1987年7月に、「公正報酬率規制に代わる規制方法に関する報告書」を提供し、上限規制を導入するよう勧告を行った。

③ FCCの調査に対する関係者の回答

FCCが行った調査に対し、多くの関係者より上限規制導入に対する意見が寄せられた。AT&TやMCI、BOCなどは賛成の意見を表明したものの、事業者にかかわる関係機関からは概ね反対の意見が続出しているようである。

(i) NARUC（全国公益事業委員協会）

NARUCは、米国各州における公益事業を規制する委員会の連絡協議会であり、各州公益事業委員会の意見をまとめている。NARUCの意見は、新規制方式は州の規制権限に対し悪影響を及ぼすのではないかという懸念のもとに、3年間試行的に実施し、その後、新たに新規制方式の妥当性を検討するというものであった。すでに州内のレベルでは、上限規制の導入による規制緩和が進んでおり、この様な批判的意見はFCCとしては意外であると受けとめている。

(ii) 消費者団体（米国消費者連合）

米国における消費者団体は、議会に対し、多大な影響力を持っている。

公正報酬率の決定に際しても、その公聴会において意見を表明し、消費者の保護を目的に活動範囲が広い。

今回の上限規制導入の調査においても、もしこの規制が導入されれば、料金は上昇することが確実であるとして反対している。

(iii) 議 会

下院のエネルギー、商務委員会のディンゲル委員長、電気通信小委員会のマーキー委員長は共にFCCに対し強く反対しており、公聴会の議題として上限規制方式をとり上げている。

上院の通商小委員会、通信小委員会では、公聴会を開く予定はいまのところない。

(2) 地域持株会社とBOCに対する事業規制の動向

米国における電気通信サービスの規制機関は、前述のように長距離通信と国際通信に関してはFCCが、また州内通信に関しては各州の公益事業委員会がその権限を持っており、事業者を規制している。

これに加えて米国で特徴的なものとして、米司法当局と裁判所による規制も忘れてはならない。

1974年、司法省は旧AT&Tを反トラスト法違反の疑いでワシントン連邦地裁に控訴を起こした。これは、日本でいえば独占禁止法違反に相当するもので、米国では、その以前から長期にわたり司法省とAT&Tの間で争いがくり返されていた。（それ以前には1956年に同意審決により和解が成立していた）

1982年、同裁判所のH. グリーン判事は、両者に対し修正同意審決（MFJ）を示し和解を勧告した。この結果、AT&Tは分割されることになり、長距離事業者のAT&Tと地方持株会社（RHC）による地域電話会社の運営が実現した。

現在の米国の電気通信政策は全てこのMFJにその端を発していると言っ

でも過言でない程の大事件だったのである。

この結果、AT&Tは電話意外への事業分野への進出を認められ、コンピュータ事業を中心とした情報処理の分野へ進出することとなった。

1982年同意審決（1956年同意審決に対する修正）に基づくAT&T分割の
主な内容

1. AT&Tは22のベル電話会社を切り離す（AT&Tは分割後、ベル電話会社の株式や資産を取得してはならない）
 - ・ベル電話会社提供のうち競争分野である宅内機器や州内長距離通信はAT&Tに帰属する
 - ・AT&Tとの特許実施契約や標準供給契約は廃止される（これによってベル電話会社はウエスタン・エレクトリックからの機器の調達に拘束されず、自由に調達できることになる）
2. AT&Tは長距離部門、ベル研究所、ウエスタン・エレクトリックを維持し、規制されないすべての分野に進出することができる
3. ベル電話会社は業務範囲として、ローカル通信、アクセス・サービス（長距離通信事業者、情報提供者に対する）のほか、宅内機器販売、イエローページ、自動車電話を運営することができる
 - ・業務範囲としては、このほか他のサービスの提供に支障がない場合グリーン判事の許可を得て拡大することができる
 - ・ベル電話会社はすべての長距離通信事業者等に対して同一条件のアクセス（イコール・アクセス）を1986年9月までに実現しなければならない
4. AT&Tは分割に伴う組織編成計画を提出し、承認を受けて実施する

一方、地域通信事業を担当することとなった地域持株会社（RHC）とベル電話会社（BOC）は、その地域独占性を補償された代わりとして、MFJにより事業に関する大きな制約を受けることとなった。簡単にいえば、

- ① LATA間の長距離通信サービスは認めない
- ② 通信機器の製造は認めない
- ③ 市内電話サービス、市内アクセスサービス、電話帳の販売、分離子会社による宅内機器の販売意外のサービスを行いたい場合には、グリーン判事から特別の承認を受けること

以上3点である。

特にRHCはこのMFJに従い、新しい事業活動を展開しようとした時、その一つ一つについて、全てグリーン判事へ特別許可の申請を行わなければならなかった。その数は、非電気通信分野への進出だけで160件にも及んでいる。

MFJは、その発行から3年を経過した段階で、司法省がその内容について見直すことを義務付けた。（87年1月にグリーン判事に対して報告）

この事業規制について、MFJの発行から司法省による見直しを経て現在に到るまでの経過をたどってみると、電気通信分野に対する司法、立法、行政各当局の立場と同分野の様子を詳しく把握することができる。

(3) 修正同意審決をめぐる現在までの状況

1974年司法省はワシントン連邦地裁に対し、AT&Tを反トラスト法違反の疑いで訴訟を起こした。この審議の係争中の1980年、FCCは、第二次コンピュータ裁定を下し、通信サービスの領域を基本サービスと高度サービスとに分類し、基本サービスのみを規制の対称とすること、また、AT&Tが高度サービスを提供する場合には完全分離子会社によらなければならないとする要件等を定めた。

このFCCの裁定により、AT&TはVAN事業への進出を制限されたことになった。

1982年、ワシントン連邦地裁のH. グリーン判事により、修正同意審決が勧告され、司法省とAT&Tの間に和解が成立した。この結果、1984年1月、AT&Tはその大きな組織を分割されることとなった。

表17 修正同意審決をめぐるこれまでの経緯

1974年	司法省、AT&Tを反トラスト法違反でワシントン連邦地裁へ提訴
1980年	FCC C-II裁定を下す
1982年	MFJ、ワシントン連邦地裁グリーン判事より勧告
1984年1月	MFJに従い、AT&T分割
1985年7月	FCC、C-III調査開始
1986年5月	FCC、C-III裁定を下す
6月	ドール、ダンフォース両議員により、グリーン判事からMFJに関する管轄権をとり上げる法案を議会に提出
5	
10月	
11月	FCC、BOCに対し、宅内機器販売に関する子会社要件を撤廃
1987年1月	司法省、グリーン判事に対し、MFJ見直しに関する報告書提出
3月	FCC、C-IIIフェーズ1裁定を下す
4月	司法省、見直し報告書の中のRHC長距離サービス進出を認める要件について撤回
5月	司法省、グリーン判事に対し、C-IIIの遵守を条件にRHCの事務多角化を認めよう意見を提出
	FCC、グリーン判事に対し、RHCの業務多角化につき規制緩和の意見を提出
6月	グリーン判事、RHCの業務多角化問題に裁定を下す
11月	司法省、FCC、グリーン判事の裁定につき、控訴を表明
12月	グリーン判事、通信機器の製造に関する定義を発表
1988年2月	AT&T、RHC、FCCに対してONAを提出

その後、FCCは、分割後のAT&Tに対して、第2次コンピュータ裁定による宅内機器販売に関する分離子会社要件を撤廃した。これは、分離子会社要件を課することによるコストの方が、この要件を廃することにより一般公衆が得る利益を上回るというものであった。

しかし、RHC、BOCに対してはこの規制を撤廃しなかった。

1985年7月、FCCはそれまで電気通信事業者を規制していた第2次コンピュータ裁定は、その内容が技術、環境の進歩に合致しなくなったと判断し、第3次コンピュータ調査（C-Ⅲ）を開始する告示を行った。

この第3次コンピュータ調査は、1986年5月に裁定が下り、その内容は以下に示すような内容であった。

第3次コンピュータ調査

第1フェーズ裁定の要旨（1986年5月）

- 高度サービス提供に当たっての分離子会社要件を撤廃する
- 高度サービス提供に当たっての新たな要件を設定する
 - ・AT&T、BOCならびに競争通信事業者の双方にONAを1988年2月1日までにFCCに提出し、認可を受けた後に実行すること
 - ・基本サービスと高度サービスの間で内部相互補助を行わないように、詳細な会計手続きを申請すること
 - ・現行のネットワーク情報の開示要件を遵守すること
 - ・ネットワークに関する顧客情報要件を遵守すること
 - ・ONA実施に至るまでの期間には、暫定的に分離子会社によらず、個々の高度サービスについて提供できるような措置を講ずる
- 第2次コンピュータ調査で定められたサービスの分類を踏襲する。
- ボイスメールサービスは高度サービスとする。
- プロトコル交換サービスについては、別途検討することとする。

この内容からもわかるとおり、この裁定では、ワシントン連邦地裁のグリーン判事が定めたMFJと矛盾する部分が存在する。

MFJでは、BOCは情報サービスの提供ができないと定められており、C-ⅢはMFJと全く逆の裁定を下したことになる。

(同意審決第2条D項)

いかなるベル系電話会社も、直接又は関連企業を介して、次のことを行ってはならない。

1. 長距離電気通信サービス若しくは情報サービスを提供すること。
2. 顧客宅内設備を製造若しくは提供すること。
3. その他の製品若しくはサービスであってタリフにより実際に規制されている自然独占サービス意外のものを提供すること。

しかし、BOCは、結局、高度サービスの提供にあたっては、MFJに従いグリーン判事の個別許可を待たなければならず、このFCCの裁定は、AT&Tには効力があったものの、BOC、RHCに関しては意味のないものであった。

FCCはC-Ⅲを発表するにあたり、「FCCは通信政策策定の権限を有するのであるから、あたかも同意審決が存在しないかのような裁定を行った。同意審決で課された制約は撤廃されるべきである」と述べた。

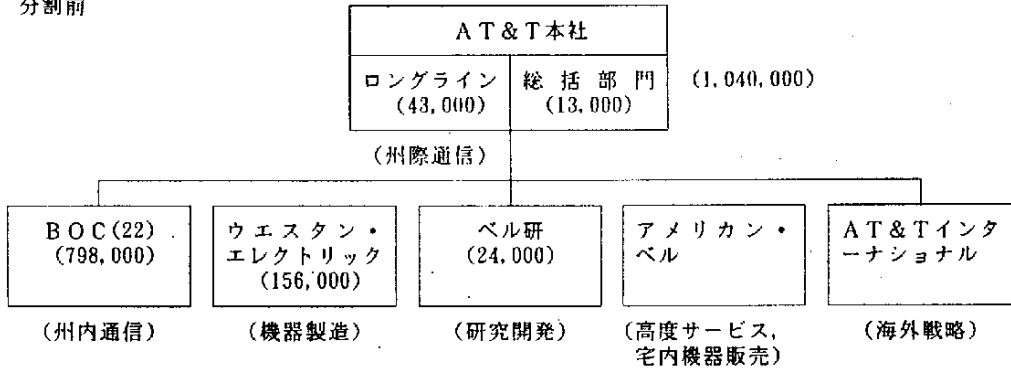
しかし、この裁定にはAT&T、BOC、独立系電話会社は評価したものの、通信機のメーカーを含む競争業者からの反対は非常に強かった。

この様に司法当局と行政当局の競争政策に対する考え方の違いが明確になると、RHC、BOCはこれからの企業活動に有利になるような活動をより一層強めることとなった。彼らは、議会に対する強力なロビー活動を続け、

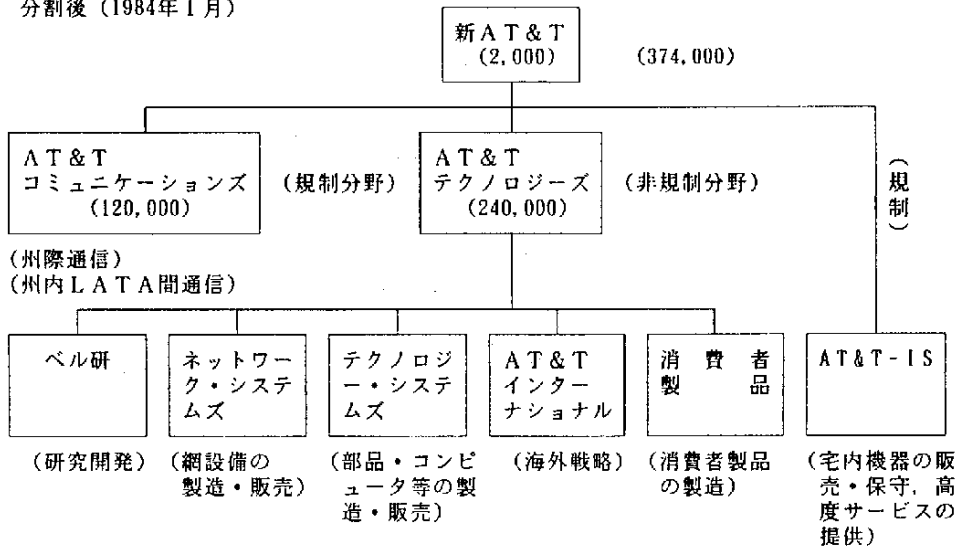
図9 A T & Tの組織改革状況

カッコ内は従業員数

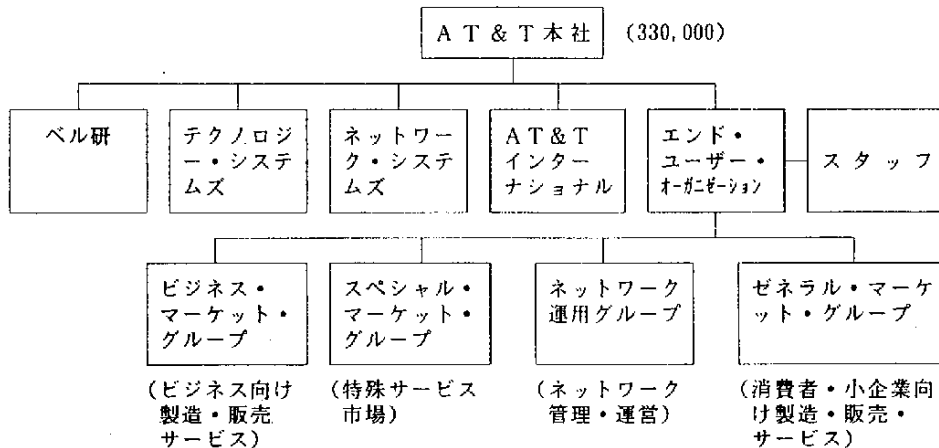
(1) 分割前



(2) 分割後 (1984年1月)



(3) 今回 (第3次コンピュータ裁定後の統合体制 - 1986年9月)



出所) 情報通信総合研究所

議会の力によってこの矛盾を打開しようと考えた。

1986年6月、米上院のドール議員は、議会に対しグリーン判事の修正同意審決に関する権限をFCCへ移管する法案を提出した。また、ダンフォース上院議員も同年10月同種の内容の法案を議会に提出することとなった。

これらの法案に対する関係業界、政府機関は、公聴会を開くなどして活発に意見を交わしたが、議会では今一つ気運が盛り上がりず、議会開期満了のため両法案とも廃案となった。

しかし、グリーン判事の権限についての議論は引続き関係者の間で論議され、翌年1月に司法省よりMFJに関する見直しの被告を待った上で再び議論することになった。

この間、86年11月にFCCはBOCに対してそれまでC-IIにより課されていた宅内機器販売にあたっての分離子会社要件を撤廃し、これに変わる新たな5つの条件を示した。

1987年1月にMFJ3年目の見直しに関する報告書が司法省よりワシントン連邦地裁に提出された。その内容は、MFJによってBOC、RHCに課されている事業の多角化要件をほぼ全面的に撤廃せよというものであった。

87年1月司法省より提出されたMFJ見直しに関する報告書の要旨

- 情報サービス提供禁止を撤廃
- 通信機器の製造、マーケティング禁止を撤廃
- 長距離通信サービスの提供は条件付きでその禁止を撤廃
- 非電気通信分野にRHCが参入する場合、ワシントン連邦地裁の特認を要しない

これに対し、FCC、RHC等はこの報告書を支持したものの、メーカ及びユーザ団体、AT&T、MCIなどの長距離通信事業者や競争通信事業者

協会、CWA（通信労働者組合）などは一斉に反対の意見を表明した。

グリーン判事は、この報告書の内容に関し関係者に対して、意見を提出することを求めた。

この件に関し審理している間、3月にFCCは第3次コンピュータ調査の第2フェーズ裁定を下した。その内容は、①CEI/ONAの条件、②独立系電話会社にはCEI/ONA要件は課さない。③州公益事業委員会はCEI/ONAサービスの利用を制限できない、④プロトコル処理は、高度サービスであり、非規制である。というものであった。

このように、FCCは自ら独自の事業規制に対する考えを打ち出し、電気通信事業関しての政策を押進めようとしている。

同年4月、司法省は、グリーン判事に対して1月に提出した報告書の内容について一部撤回する旨を発表した。その内容は、RHCによる長距離通信分野への進出に関しては、従来どおりワシントン連邦地裁に対し特別の認可申請を行うべきであると述べている。

5月には司法省、FCCがそろって業務多角化に関する意見をグリーン判事に提出した。

司法省は、C-Ⅲにおいて高度サービスの提供条件を定めているので、これを遵守すればよいと考えている。また、FCCは、RHCに対して条件つきで長距離サービスの提供を認めるべきだが、州公益事業委員会が規制を緩和するまでは認めるわけにはいかないという主旨であった。

しかし、この時点ですでにグリーン判事は、FCCについてはともかく、司法省については、数年前まではAT&Tに対して業務の多角化について厳しい態度をとっていたにもかかわらず、現在ではその制約をほぼ全面的に撤廃すべきであるという意見を持っていること、また、1月に提出した報告書の内容をわずか3ヶ月たらずで変更したことなど、不信感を持たざるを得なかったようである。

グリーン判事は、6月にこの件に関し、公聴会を開いた後、9月にMFJ

見直しについての裁定を下した。その結果は、RHCは、情報サービスの提供について、その伝送は認めるものの、内容の提供は禁止するというものであった。

MFJ 3 年目見直しに関するグリーン判事の裁定の要旨

同意審決ならびにグリーン判事の裁定による地方持株会社に対する業務多角化の制約	今 回 の 裁 定 内 容
・長距離通話の提供は禁ずる。 ・通信機器の製造は禁ずる。 ・情報サービスの提供は禁ずる。 ・非電気通信事業への進出にはグリーン判事の特別許可を要する。 ・非電気通信事業の収入規模は、地方持株会社全収入の10%以下にとどめる。	・解除せず。 ・解除せず。 ・情報サービスの伝送 (information service transmission) は認める。 ・情報サービス内容 (infomation service content) の提供は禁ずる。 ・特別許可を要せず、自由に進出できる。 ・解除する。

この裁定は、それまでFCC、司法省が行ってきた規制緩和の方向を打ち消すものであり、MFJの継続を強く求めるものであると理解される。しかし、非電気通信分野への進出に関する要件を撤廃することや、情報サービスについて伝送を認める等、電気通信をとりまく環境を考慮している点には評価されるところがあり、また、情報サービスについては、引き続き関係者の意見を聞くとしている。また、グリーン判事は、この裁定と同時にFCCの通信政策について触れ、MFJが発効された経緯と意義について付け加え、FCCの規制ではRHCの反競争的行動は押さえることができず、業務分野の制限によってのみしか問題の解決はあり得ないという当時の状況であった

にもかかわらず、現時点では何も改善されていないことを認識すべきであり、C-ⅢについてどこまでRHCが真剣に取り組むかは疑問であるとしてFCCの最近の規制緩和政策を批判した。

グリーン判事の裁定は、長距離通信事業者や情報サービス提供会社からは評価されたが、FCCや司法省およびRHCは一斉に反発し、控訴の意向を明らかにしている。また、NTIAも自由競争政策の推進の観点から、FCCに対して上級裁判所に控訴するよう勧告した。しかし、最近NTIAはグリーン判事とFCCの抗争を助長しているとして、グリーン判事の裁定に賛成している側から批判を受けている。

この様な行政、司法の抗争の中で、AT&T、RHCはC-Ⅲで定められたONAをFCCに提出している。

以上が現在までの概略的経緯である。基本的にはどの規制当局も競争政策を導入していこうしていることは間違いのない事実だが、この様な権限競いが生じるのは、どの国でも同じようである。しかし、その最大の要因は、現状の競争市場に対する認識が各当局により異なっていると考えられる。FCC、NTIA、司法省は、競争を導入した市場なのであるから規制はなるべく廃し、その発展は市場の原理にゆだねるべきであると考えているが、これに対してグリーン判事は、BOC、RHCは、いまだに独占的地位を占めており、その優越的な地位を濫用して不当な利益をあげるのに十分な力を持っているとの認識があるためであろう。

どちらにしても、2つの相反する規制が存在することは、この産業の発展を阻害する要因であることは間違いなく、これにより不利益をこうむるのは、最終的には米国民であることは明白であろう。

参 考 文 献

- 欧米における電気通信制度の動向
電気通信政策総合研究所 S. 62. 3
- 欧米諸国における情報通信の動向
電気通信政策総合研究所 S. 61. 3
- 新時代に入った西欧のテレコム S. 62. 2
日本貿易振興会
- テレコム巨人の世界戦略 日本経済新聞社
関 秀夫 S. 62. 5
- テレコム 日本経済新聞社
高橋 洋文 S. 62. 7
- 世界のテレコムニュース 電気通信協会
- 海外電気通信 電気通信政策総合研究所
- FCC Common Carrier Statistics 1984. FCC
- USTA Telephon Statistics 1987. USTA
- Telephony
- US Industnaloutlook 1987. 1988. USDOC
- Planning Guide Inter LATA CCMI/Mcgraw-Hill

—— 禁無断転載 ——

昭和 63 年 3 月 発行

発行所 財団法人 日本情報処理開発協会

東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 8 号

機 械 振 興 会 館 内

TEL (4 3 2) 9 3 8 7

印刷所 三協印刷株式会社

東京都渋谷区渋谷 3 丁目 11 番 11 号

TEL (407) 7 3 1 6

